

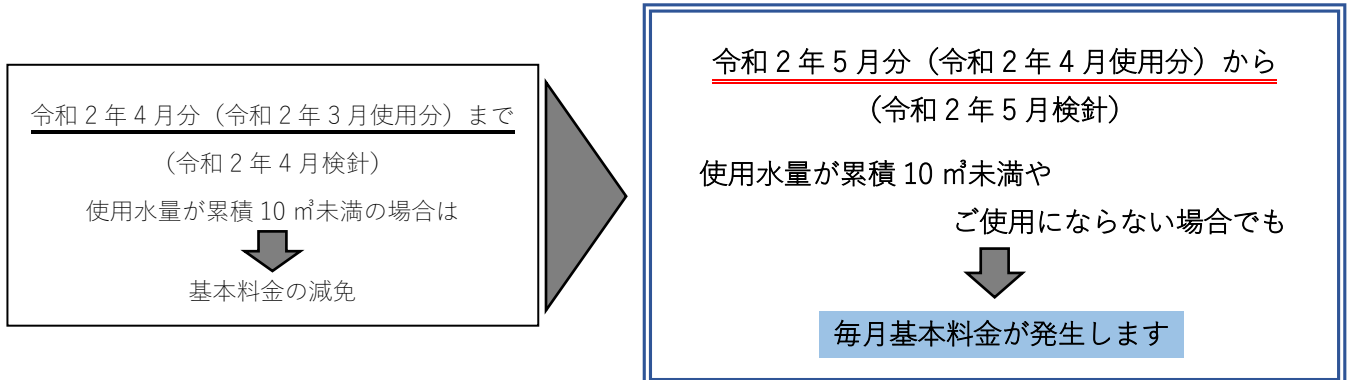
水道料金および下水道使用料に関する重要なお知らせ

富岡町（帰還困難区域を除く）における基本料金の減免措置終了について

震災以降実施しております「水道料金および下水道使用料における基本料金の減免措置」が令和2年4月分（令和2年3月使用分）で終了することとなりましたのでお知らせいたします。

（帰還困難区域を除く、富岡町内の避難指示区域が解除されている区域が対象となります。）

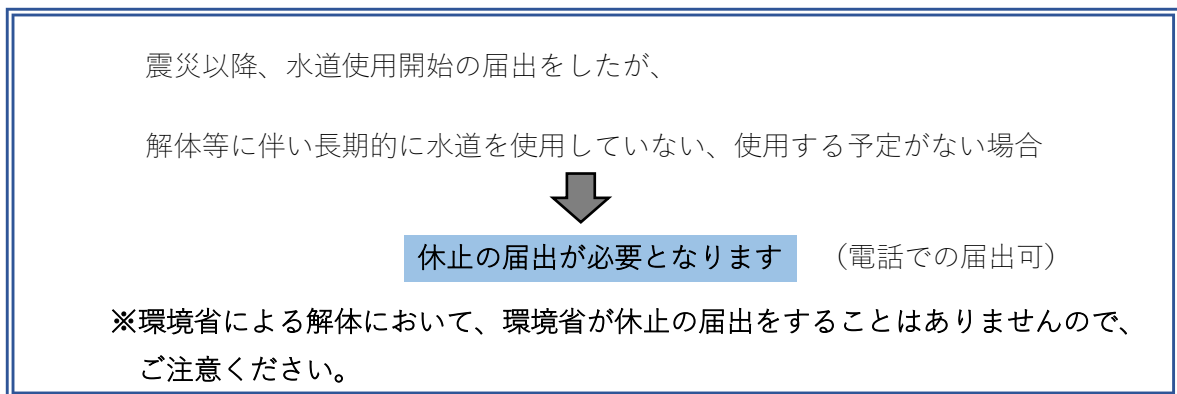
震災以降、水道使用開始の届出をし、休止の届出をしていない場合



◇基本料金（税込み）

メーター口径	水道料金	下水道使用料	合計
13mm	1,268 円	1,320 円	2,588 円
20mm	1,540 円	1,320 円	2,860 円

次のような場合は休止の届出が必要となりますので、**令和2年4月10日まで**にご連絡ください。
なお、その際は使用水量が累積10㎡未満の場合でも、基本料金が発生しますのでご了承ください。



減免措置終了後、ハウスクリーニング、お盆及びお彼岸等で一時的に使用する場合は、その都度、使用開始・使用休止の届出が必要となります。

現在の使用状況等ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 双葉地方水道企業団 電話 0240-25-5323
総務課営業係 （平日）8時30分から17時15分まで